

**富田林市子どもの学習・生活支援事業業務
受注候補者選定に関する審査基準**

1. 目的

この基準は、公募型プロポーザル方式による富田林市子どもの学習・生活支援事業業務（以下「本業務」という。）の受注候補者を審査する場合の審査方法及び評価基準について定めることを目的とする。

2. 審査

審査は、富田林市子どもの学習・生活支援事業業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

3. 審査方法

（１）第１次審査（書類審査）

委員会は、業務実績、企画提案書等の内容を採点し、上位の者から順に第２次審査に進むことのできる３者を選定する。ただし、提案者が３者以下の場合は、第１次審査を省略し第２次審査のみを実施する。

（２）第２次審査（プレゼンテーション等）

委員会は、各提案事業者から提出のあった企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行った

うえで、受注候補者１者、次点受注候補者１者を選定する。

なお、応募者が１者の場合についても、上記と同様の審査を行い、委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受注候補者として選定する。

4. 審査基準

審査の基準は下表のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
業務実施方針	業務の目的を十分に理解した提案となっているか。 （国や本市の動向を踏まえ、子どもの貧困や「貧困の連鎖」の現状を防止するための必要な取り組みや支援を理解しているか。）	10 点
事業の企画・運営	学習支援教室の開催について、支援開始時の取組や参加継続に向けた支援は適切であるか。また、居場所として安心して参加できる工夫がなされているか。	10 点
	学習への意識づけや学習習慣の定着に向けた支援、子ども	5 点

	の理解度に合わせた学力向上のための学習指導や高校受験対策、高校生への中退防止の取り組み等、有効な学習支援を提供できるか。	
	子どもに対する相談支援や日常生活習慣の形成、社会性の育成、進学や就労等個々の進路等に対する支援方法は適切か。また、保護者に対する養育に関する知識の情報提供や進路相談支援等は適切か。	5 点
	体験機会の提供について、子どもの学習意欲を高め、社会性を育み、将来の進路選択に役立てることを目的とした工夫がなされているか。	5 点
	家庭の課題把握のためのアセスメント及び支援計画等の策定について、適切な取り組みができるか。	5 点
	家庭における学習機会の提供について、学習支援教室へ通えない子ども等への支援方法は適切か。	5 点
実施体制	実施内容や運営方法に沿った人員を確保し、また継続して確保できる体制が整っているか。	5 点
	個々の支援計画に基づく取り組みや達成状況について、適切に進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直しや変更等を行うことができる体制が整っているか。	5 点
	事業実施（学習支援教室の開催、体験機会の提供等）の年間スケジュールは、適正に設定されているか。	5 点
	個人情報の取り扱いについて正しく理解し、規定等を定め適切な取り扱いができるか。	5 点
業務実績	過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の自治体等における学習支援教室等、類似事業の受注実績	5 点
見積金額	提案価格-最低基準額（非公表）＝A （1－A／最低基準額）×配点（30）＝評価点	30 点

※ 「業務実績」「見積金額」を除く審査項目の 65 点のうち、39 点未満は不採用とする。